

MyDataJapan2018 資料

PDS（パーソナルデータストア）における 個人データの取扱い

2018年5月25日

（一財）日本情報経済社会推進協会

常務理事 坂下哲也

sakashita-tetsuya@jipdec.or.jp

（法人番号：1 0104 0500 9403）

■ (一財) 日本情報経済社会推進協会 常務理事

【担当】 電子情報利活用研究部
認定個人情報保護団体

- 芝浦工業大学 通信工学科 非常勤講師 (通信システム設計論)

■ 日頃やっている業務

- 電子情報の保護と利用に関する基盤整備の企画・推進
 - **G空間 (地理空間情報)、IoT (Internet of Things)、ブロックチェーン (分散型台帳技術)、PDS (Personal Data Store) など**
- 個人情報取扱事業者における制度研究など

■ 政府委員等

- 国立研究法人審議会臨時委員 (JAXA部会)
- 準天頂衛星システム事業推進委員会委員
- シェアリングエコノミーサービス検討会議委員
- **産業サイバーセキュリティ研究会WG1 委員**
- ISO/IEC JTC1 SC27/WG5 (プライバシー) 委員など

- **制度設計が進展する中で、産業界のビジネスの進展も早い。**
- 当協会は認定個人情報保護団体の一つであり、個人情報保護指針を公開し、約12,000社の対象事業者の対応を行っている。
- **事業者の相談も多く、パーソナルデータストアのような相談もある。**
- 当協会では、それらの実現に向けて事業者へのアドバイス等も推進している。
- **また、ケース（匿名加工等）によっては、個人情報保護指針を別途策定して対応することも検討している。**
- 本稿は、現状の当協会の取り組みについて紹介し、**産業界の取り組みの参考となることを期待しているものである。**

- 人、機械、技術が国境を越えてつながる「**Connected Industries**」実現に向けて『**データ利用**』が重要。
 - Society5.0は、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合した超スマート社会
- 特に、**パーソナルデータ**については、「**コンテキストフリー**」に**利用することで価値の高次化が期待できる**ため、その活用を期待。
- 関係府省においても、様々な取り組みを推進（主な取り組み）
 - データ利用流通促進WG (<http://www.iotac.jp/wg/data/>)
 - カメラ画像利活用利活用ガイドブック
 - 新たなデータ流通取引に関する検討事例集
 - データ利用権限に関する契約ガイドラインなど

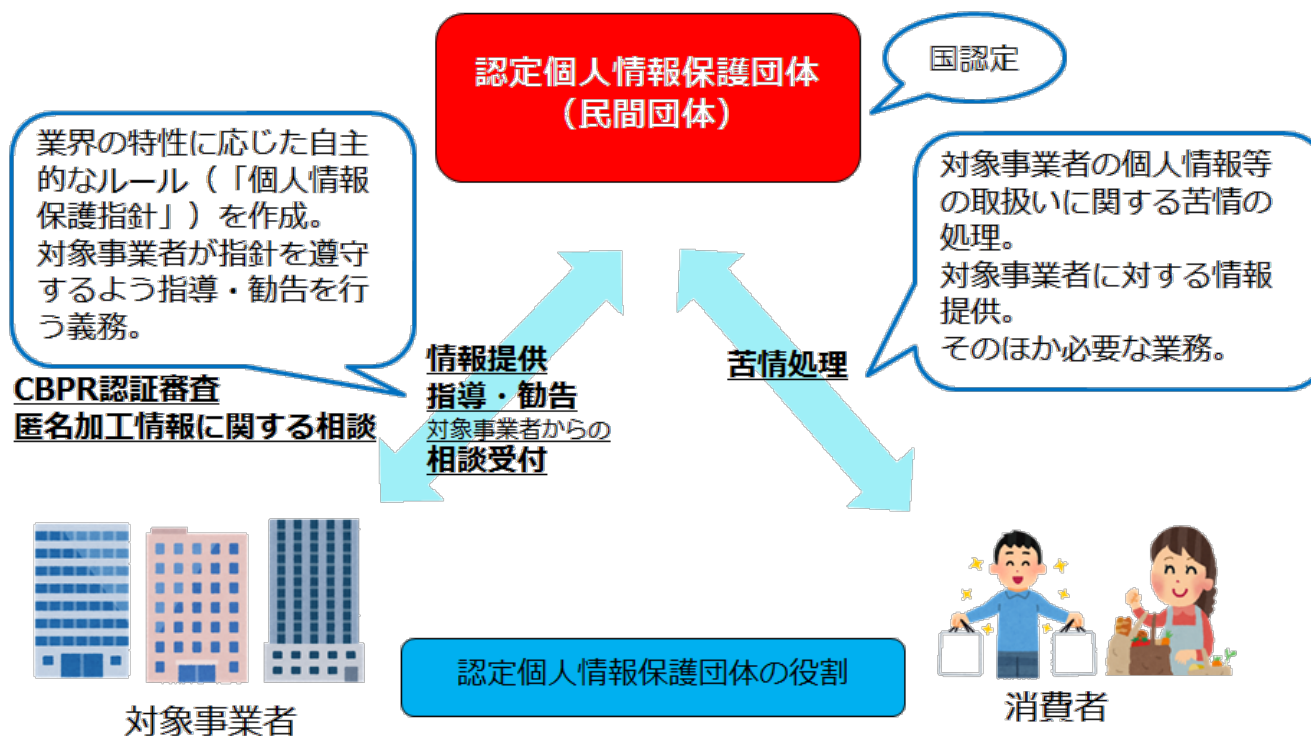
解決が必要な項目	合意事項
データ流通のためのルール形成	所有権（利用権）、著作権、特許、取引の公平性、競争政策の担保、技術の標準化
プライバシーの保護	プロファイリング、データ・ポータビリティ、透明性
データ流通の安全性の担保	セキュリティ、データの信頼性
国際連携	データ・ローカライゼーションの対応、標準化

■ 保護団体の位置づけ

- ガイドブック等を整備し対応できる事業者と出来ない事業者が存在。
- 例えば、個人情報保護法と関連する部分（カメラ画像：リポートを判断するデータとして6ヶ月以上保管するなど）については、一定のルール整備は必要。
- 認定個人情報保護団体は、マルチステークホルダー形式（関係府省や有識者に加え、消費者代表も入った審議体）の会議を実施し、対象事業者向けの指針の策定を行うことができる。

■ 当協会の考え

- 個人情報の適切な取扱いを実現するための事業者向けルール形成を検討。



パーソナルデータストアとは

■ 第2回 近未来バリューチェーン研究会（合宿）

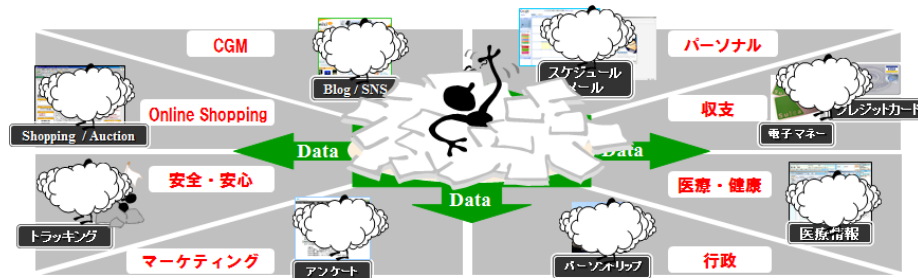
- 日時： **2010年**8月22日（金） ～ 8月23日（土）
- 場所： 伊東（ホテルラヴィエ川良）
- テーマ：電子商取引における時空間情報利活用ニーズと要件
- WG：「時空間情報の利活用による新たな電子商取引ビジネスの展望」

- 東京大学：
柴崎亮介先生、
金杉亮先生、
熊谷潤先生
- 慶應義塾大学：
梅嶋先生
- 事業者（8社）

背景 ～個人データの散在～

❖ 各所で個人データの利用機会が増加

- 各サービス事業者が、各々で利用者の個人データを収集・管理している
⇒ サービス事業者への情報の偏り、利用者との間で情報が非対称化
- 業種単位では標準化の進むものもあるが、データ形式・構造も様々
⇒ BtoBでのデータ交換用途が主。BtoCでの利用者へのデータ提供機会が不足
- 各々に利用者像（コンテキスト）を推定
⇒ 特定の情報に限られるため推定精度にも限界



各サービスプロバイダはデータを持っているが...

- 自社サービスに関わる断片的な情報のみ
- 個人情報保護法の縛りで流用できない
- 仮に流用しても、「名寄せ」が困難
- 個人情報の長期保有も困難

利用者自身は自分の情報を持っていない

- 手元にはレシートや領収書の紙の山
- 自分の情報を体系化、構造化していない
- 一方的な情報収集に対する不信感
- 自分の情報の行方を知らない

当時の柴崎
先生の資料

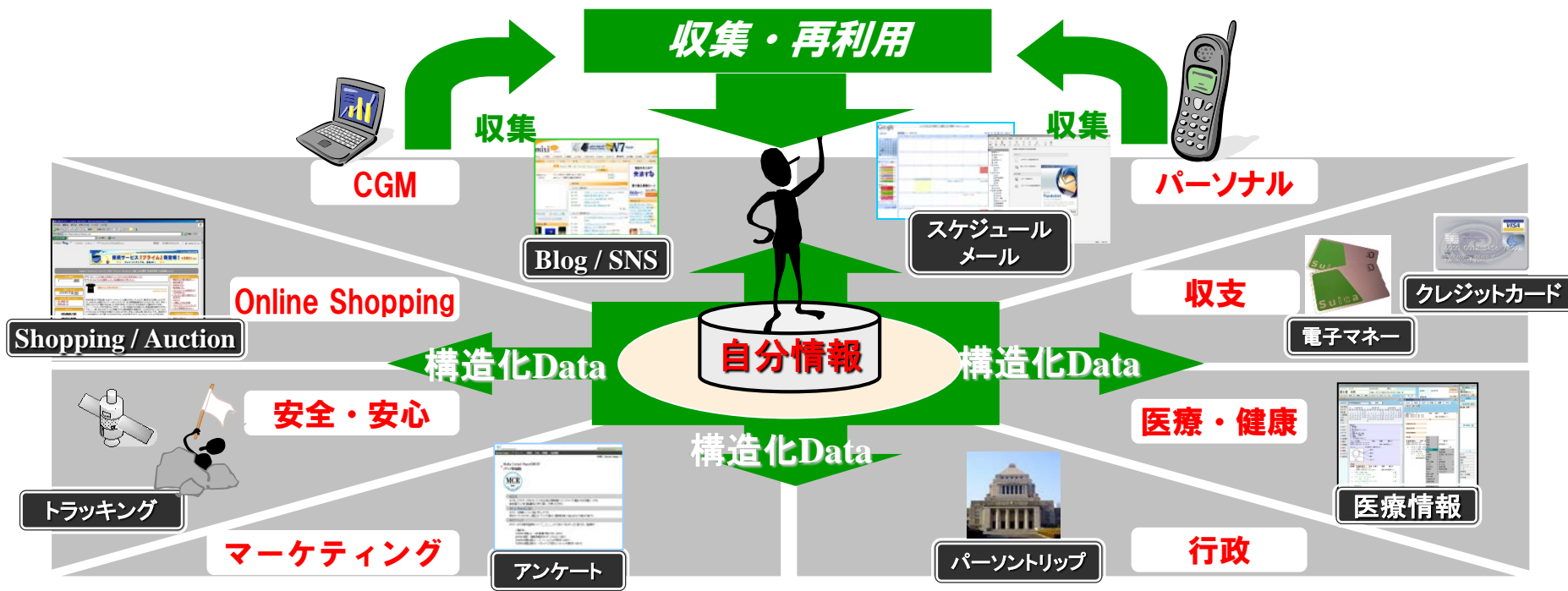
■ 利用者自身による個人情報の一元化

■ 利点

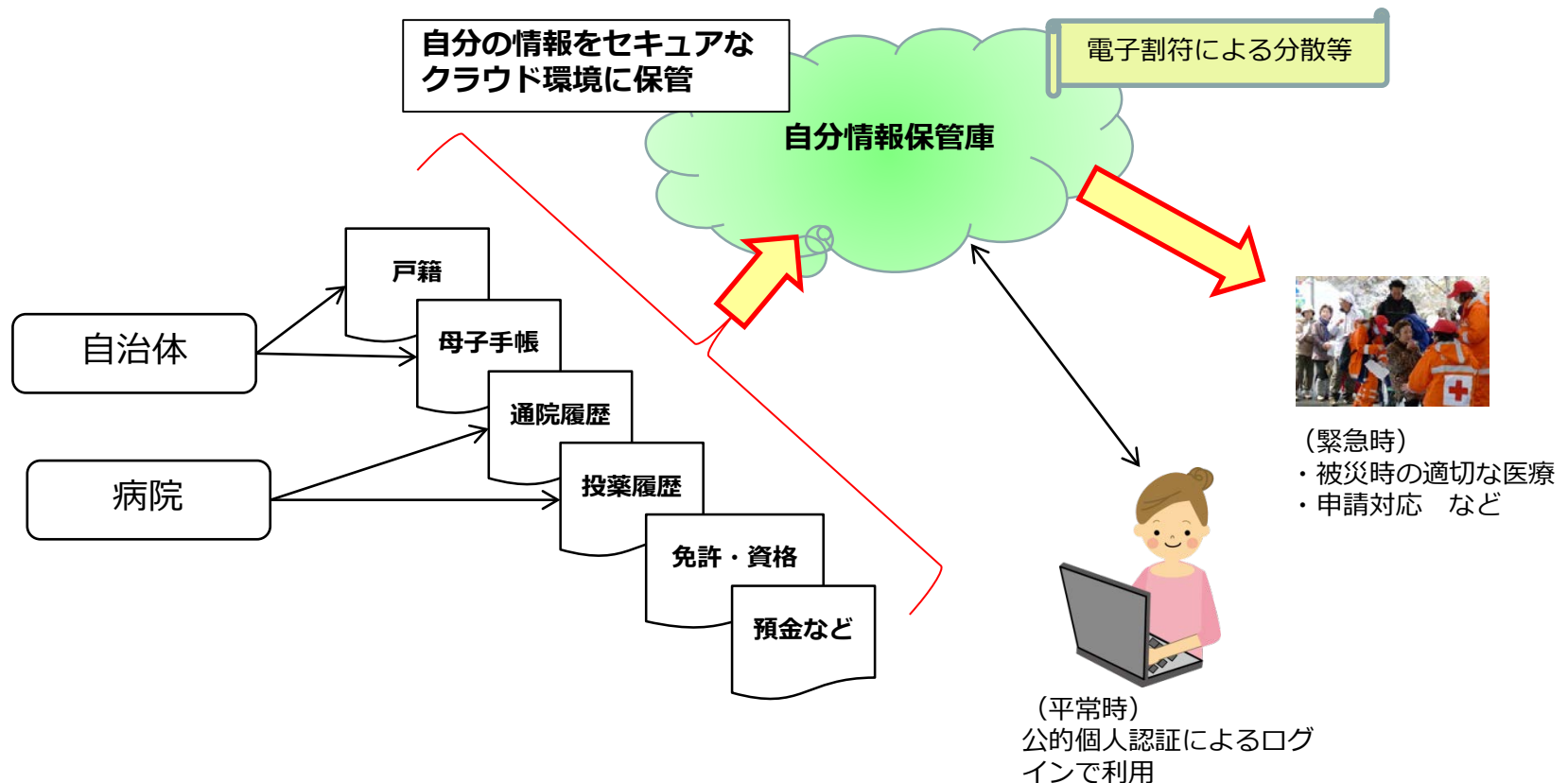
- 利用者自身が仲介することで、個人情報の利活用を明確化
- 個人単位でデータを分散管理
- より高精度に利用者像が推定され、その結果が各所で再利用できる
- 利用者情報の共通化でQ o Sの向上

■ 課題

- データ授受における手続きの煩雑化
- 個人情報に関する標準的なデータ構造
- 利用者個人の能力差とセキュリティ問題（ICTリテラシーの個人差）

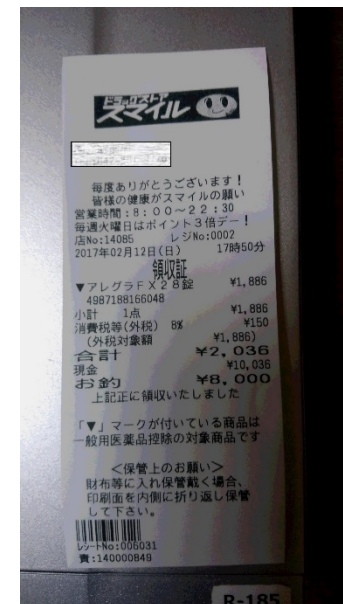


- マイナポータル等の社会基盤が、**自分情報の保管庫**となり、個人データのポータビリティを担保する基盤が構築される。
- 日本国民は、このデータを国内外で利用（海外で医療を受ける時など）する。
- 海外で被災した場合にも、このデータを利用し、本人確認を受けた支援が受けられる。

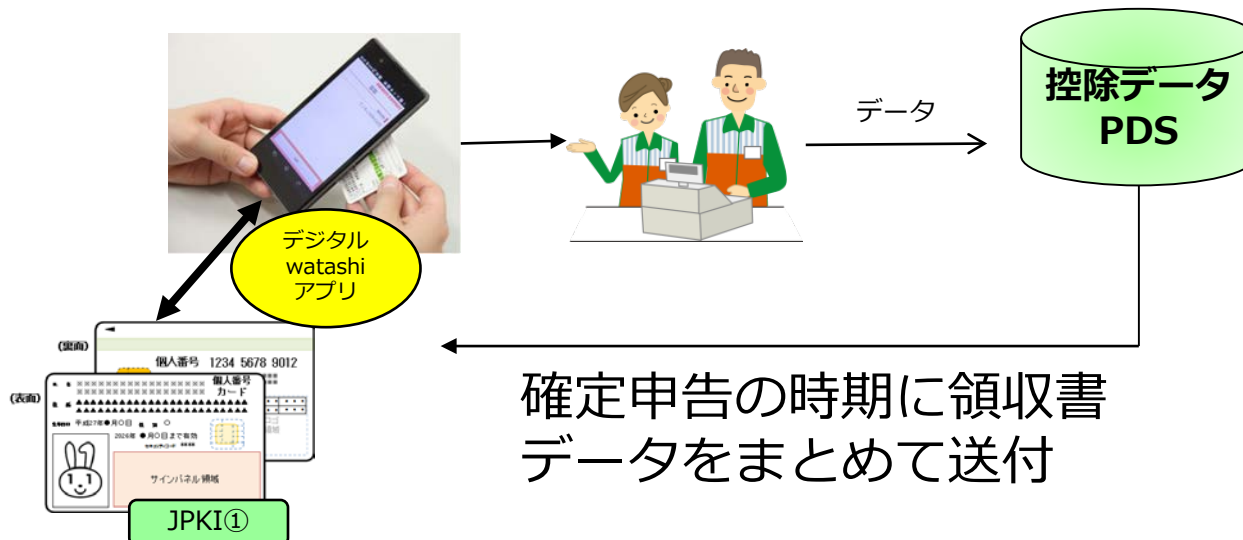


■ 一般医療品控除

- 一般用医薬品は薬局で普通に販売されている薬で市販の風邪薬や下痢止めも控除対象になる。
- こののど飴ですが、風邪をひいている時に風邪薬（第三種医薬品）と一緒に購入すると医療費控除の対象になる。



合計年間所得	家族全員の1年間の医療費合計
200万円未満の方	所得金額の5%を超えた場合
200万円以上の方	10万円以上の場合



- この粒度までまとめれば、次のステップに移動する。

モデル	形式	説明
<p>トラスト フレームワーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認の情報をIDプロバイダー（IDP）が実施する。 ●サービスプロバイダー（RP）のサービスを受ける際に、IDPから、本人確認情報等をRPへ渡す。 	<ul style="list-style-type: none"> ●IDPが行うのは、情報取り扱いの代理人契約で良いか。 ●RPは、個人情報保護法に基づき、パーソナルデータを利用することで良いか。
<p>情報銀行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●個人からパーソナルデータの信託を受けて、情報銀行事業者が運用（利活用して、利益が出たらキャッシュバックする等）するもの。 	<p>①投資信託（運用利率を定め、運用方式は事業者任せ）と同じ。</p> <p>②個人情報を「取得する」ものではなく、利用者が「預ける」ものである。</p>
<p>集めない ビッグデータ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●個人が、自分のパーソナルデータを所有する事業者から当該データを集め、 ①クラウドに管理する。 ②-1 個人が自分で第三者へ提供する。 ②-2 メディエーターに利用許可を出す。 	<ul style="list-style-type: none"> ●所有する事業者から当該データを集めるのは、現行法では、個人情報保護法の開示請求でもらってくる。 ●クラウドに管理するのは、通常の契約で行う。 ●自分で第三者へ提供するのは、個人情報保護法の枠外。 ●メディエーターとの契約は、委託か、信託契約。

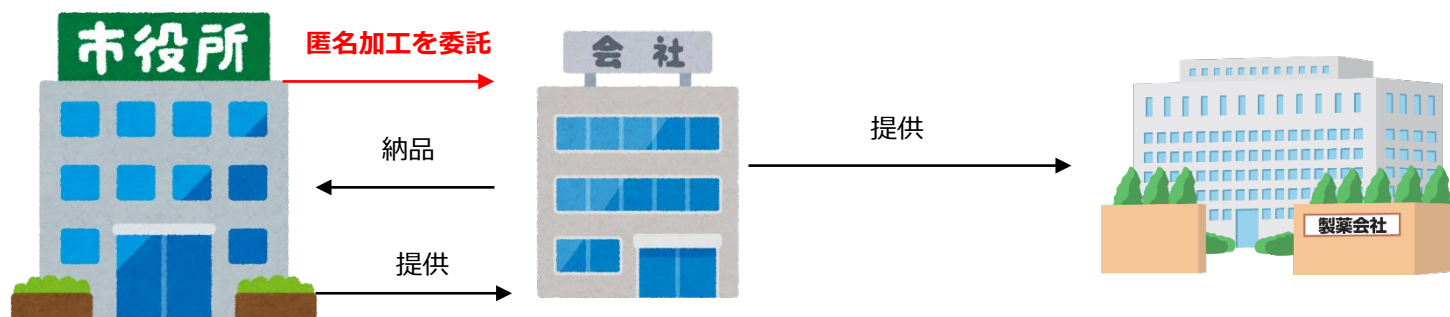
事例（相談例など）

■ 現状

- 自治体からの委託を受け、国保患者のレセプトデータを分析し、ジェネリック医薬品の転換案内や、生活改善指導を行っている。(350団体以上)
- 支払基金から保険者に対して出される診療報酬請求を分析
 - 傷病ごとの医療費がわからないため、傷病・投薬・検査・診療を結びつけた300万件以上のデータベースを開発し、分析することに成功。
 - ある自治体では、年間2800万円の委託事業により、4億円の医療費圧縮に成功。

■ 相談

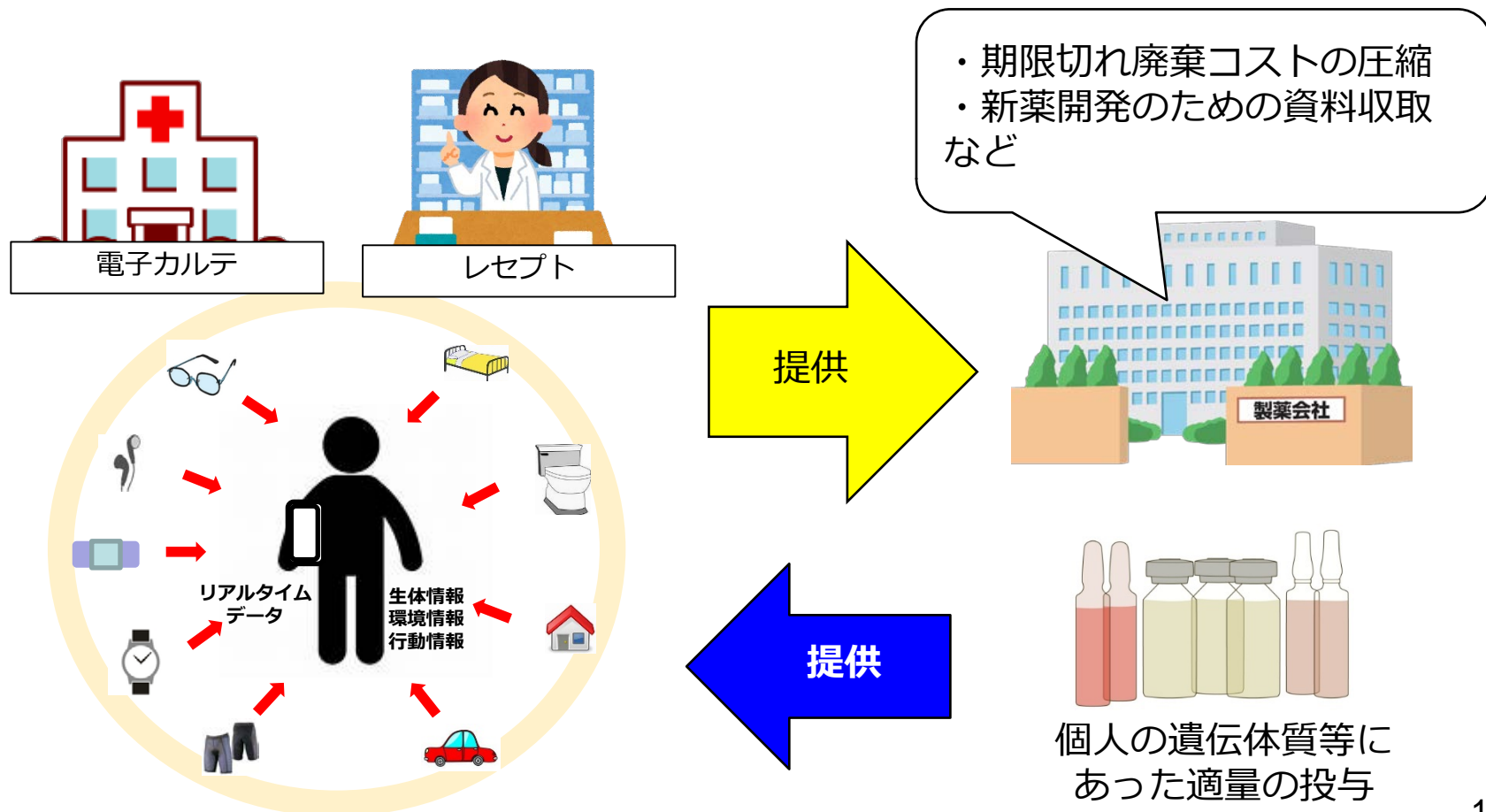
- 匿名加工情報を作成し、製薬メーカー等へ提供したい。
 - データ提供によって、自治体から委託で実施しているサービスの提供料金が50%以上低減できる。



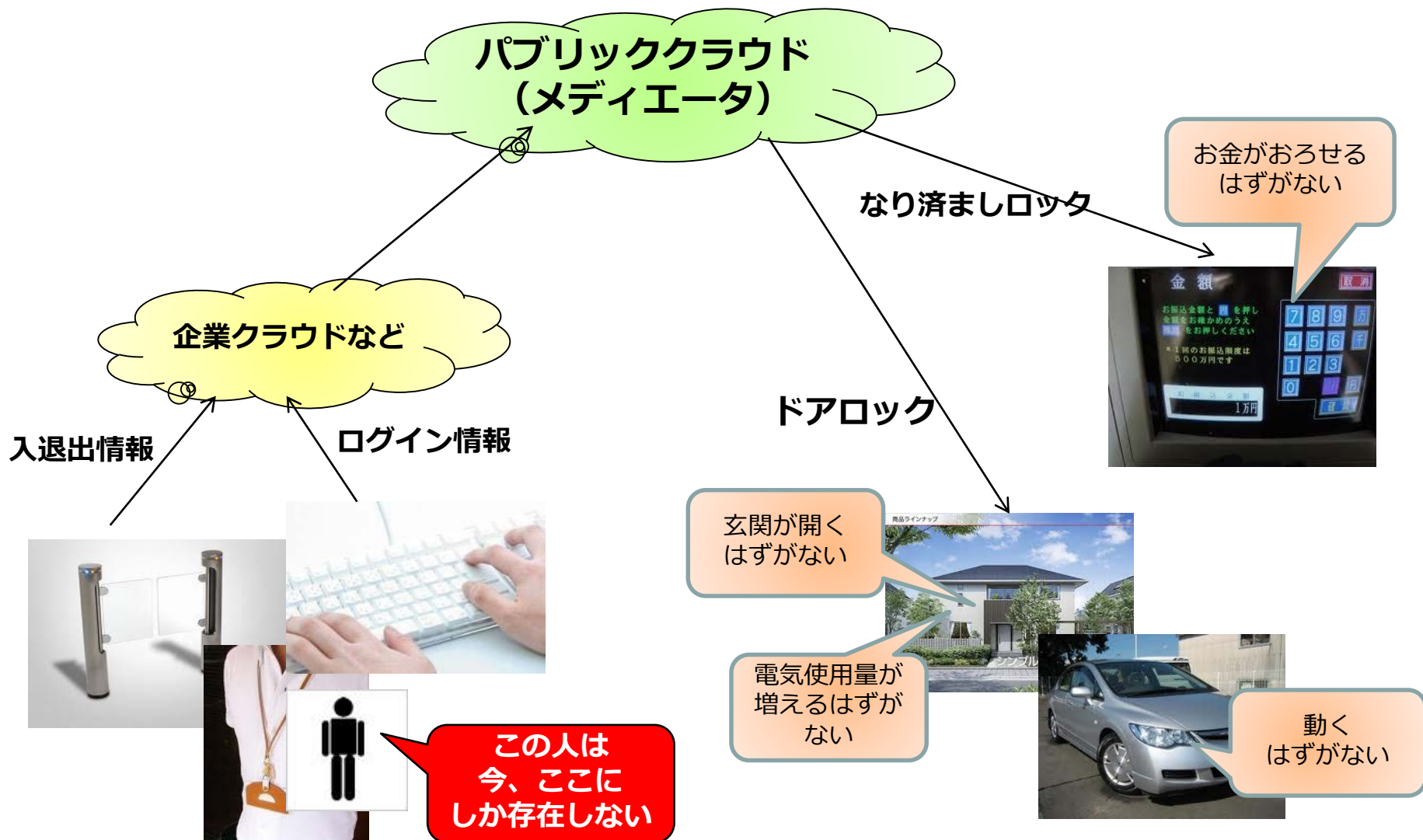
個人情報も委託している事業者に匿名加工を委託する場合の遵守要件は何か

■ 解決したい課題

- バイアル（薬剤容器）供給の薬剤において、特に抗がん剤など投与量が患者の状態に応じて厳密に管理されている注射剤は、残薬の発生が不可避
- **廃棄は年間1000億円以上**になっており、被保険者によって負担。

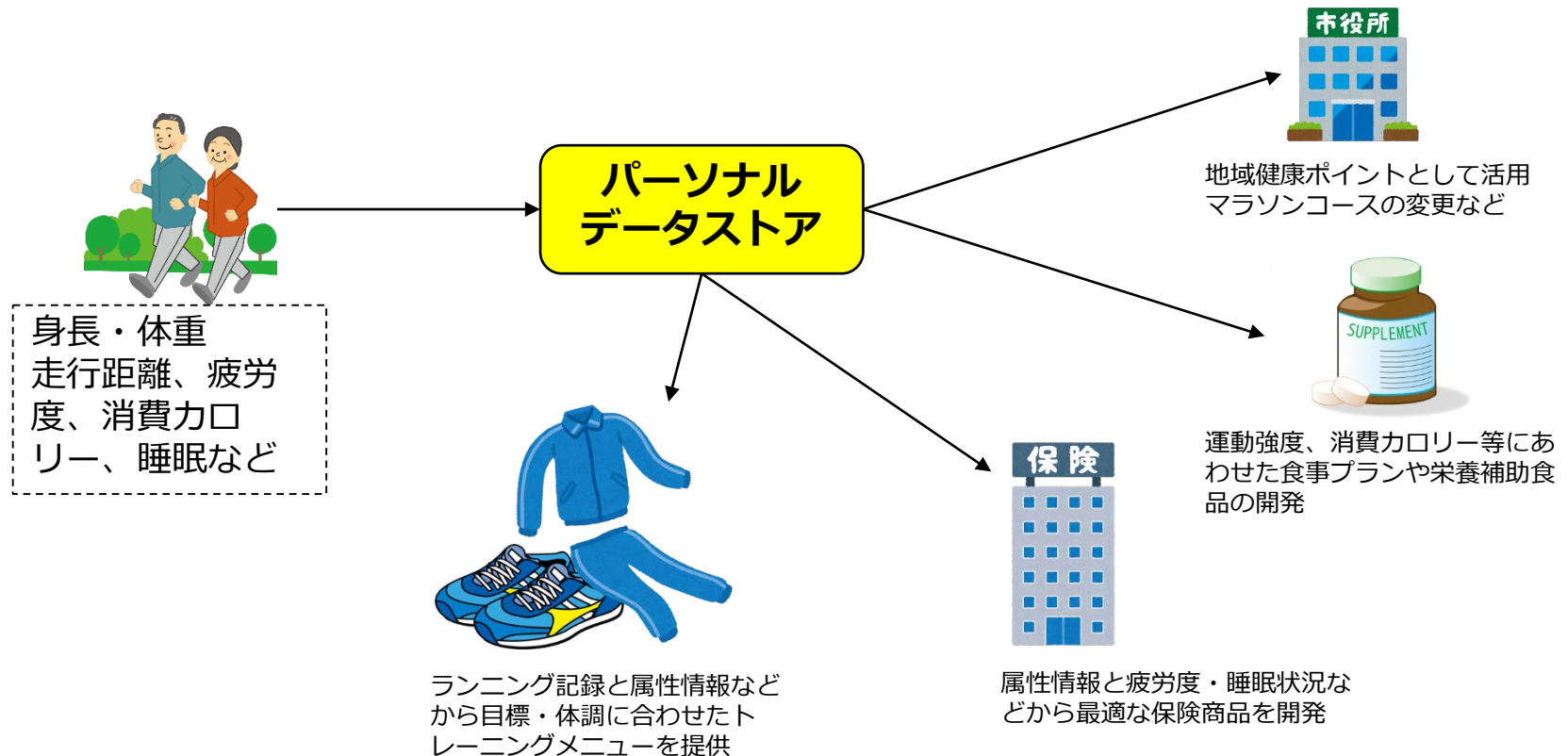


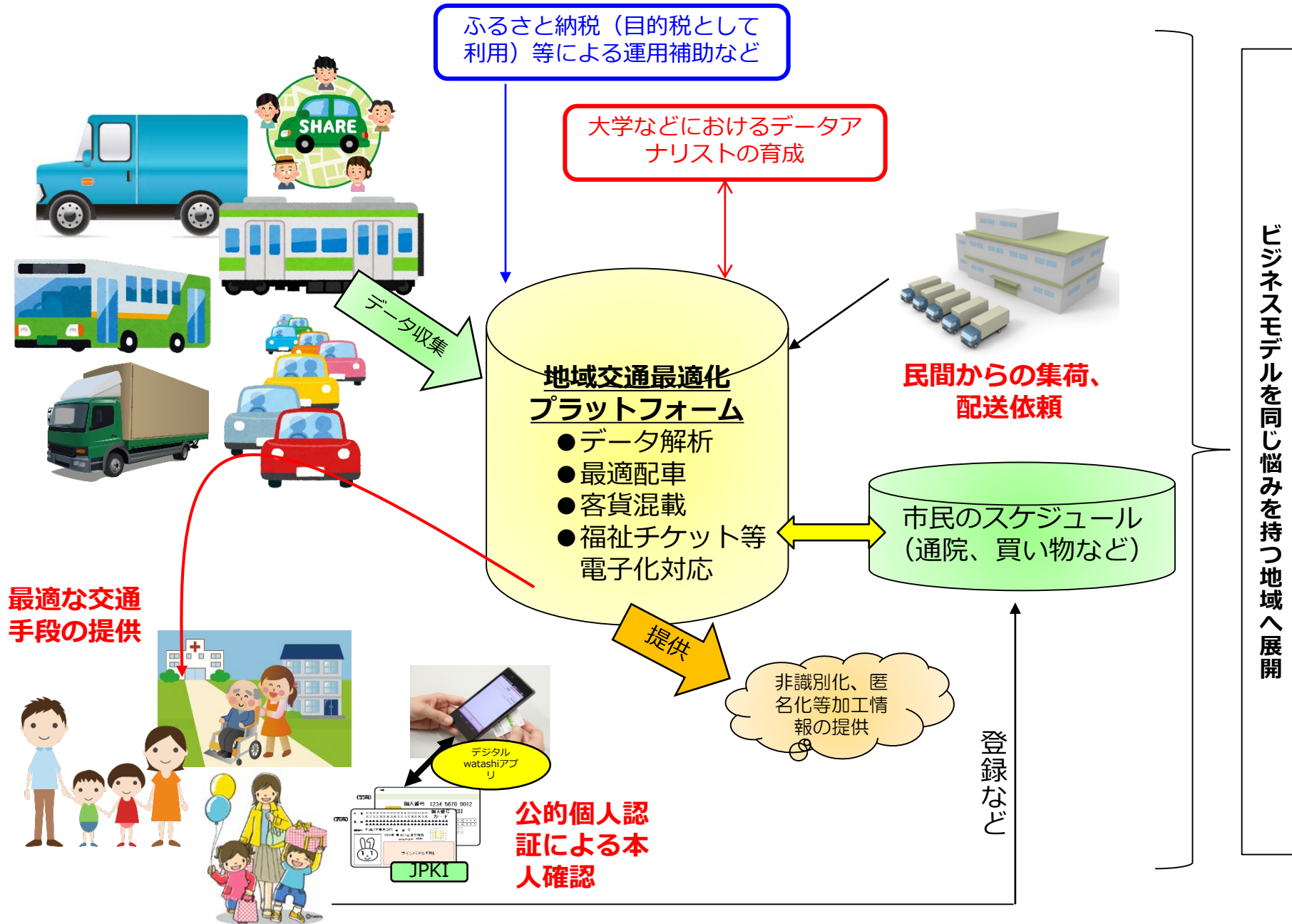
- 高精度な位置情報の測位（準天頂衛星では6cm）や、入退室管理の普及に伴い、当該個人の位置情報を用いて、セキュリティを確保する仕組みができるのではないか。（当該個人がいない場所で、動こうとするものを止める等）



■ 相談

- スポーツ愛好家のデータを集め、新製品（ウェア、シューズ、栄養ドリンク）などの開発に使いたい。
- マラソン時のデータを匿名加工し、年齢・性別・基礎体力別に自治体等へ提供し、翌年イベント時のコース変更等に利用したい。
- データ形式が標準化されれば、様々なセンサーデータを集約できる。





配慮すべき事項

■ プライバシー影響評価（PIA）

- システムの設計、又はサービスの設計時に、求められる要件に対して、プライバシー保護のための対応が十分かを評価。

■ 通知と同意

- 『パーソナルデータ利活用ビジネス促進に向けた、消費者向け情報提供・説明の充実のための『評価基準』と『事前相談評価』のあり方について』（経済産業省、2014年3月）

<http://www.meti.go.jp/press/2013/03/20140326001/20140326001.html>

- 記載事項、記載方法などの十分性の確認

■ 事業者間の契約

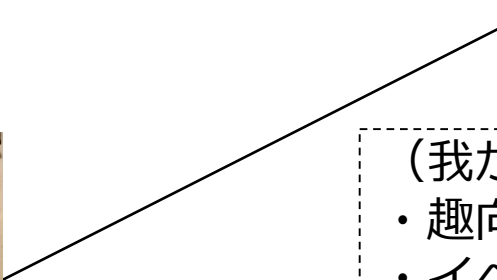
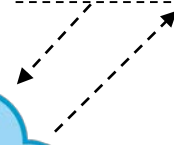
- 第三者提供が発生する際に、それが新たな目的であるのであれば、同意を取る。
- 提供する先が信頼できる相手なのかどうか（セキュリティのレベルなど）を確認する、など。

今後の課題

- 相談事例では、プロフィール化したデータ利用が多い。
- 便益を得るために、パーソナルデータを提供。
 - 一方で、知らない間に個人データを取られてしまう可能性あり。
- 一つの大きな企業に集中する懸念
 - ロックオンされてしまう可能性
 - 一旦、プロファイリングされてしまった場合に、リセットできない可能性。
- **現実空間と情報空間が融合した世界において「心を入れ替えられる」仕組みはあるのか。(忘れられる権利)**



匿名化されて
第三者提供 (?)



(我が家の場合)
・趣向 (服、音楽、映像など)
・イベントの月
・閲覧情報
・位置情報など。

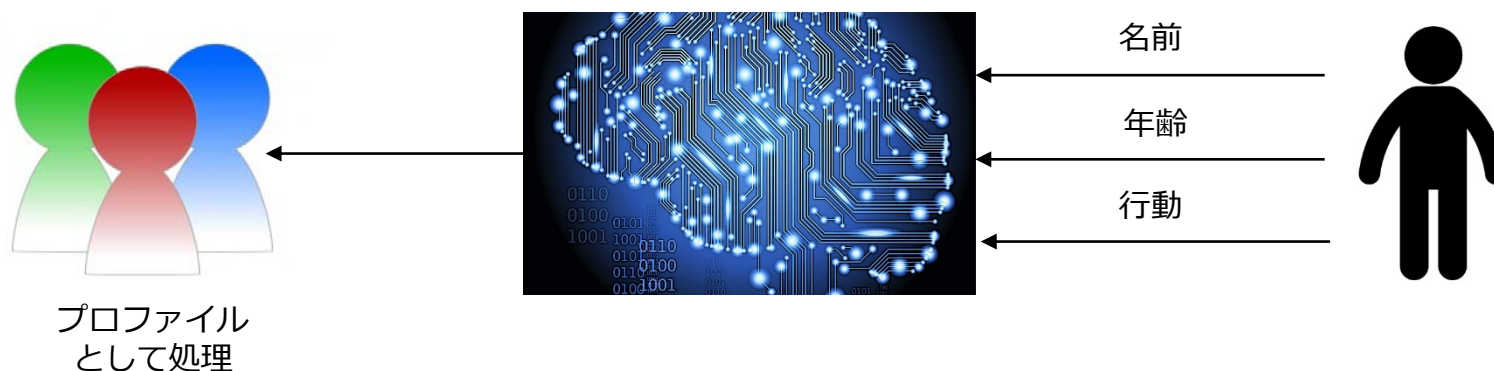
■ プロファイル

- データの推測から趣味などを類推し、分類する。（古典的プロフィール）
- **人間が介在せず**、様々なデータが取られ、評価され、分類される。（現代
的プロフィール）

→後者の場合、AIを利用していけば、それがどのようなアルゴリズムで動いていたかまで見ないと、差別的かわからない。

→「データ・ポータビリティ」として、データを取り出し、別な主体で評価を試みると言った試みが必要になる時代がくるのではないか。

（医療の治験ならぬ「AIの知験」が行われる時代になるかもしれない。）



- 個人の上承の下で、サービスを利用する仕組みは「散見」から「増加」。
- これまでの政府ガイドラインを利用することでサービスの構築は実現可能。
- 一方で、何か起きた場合の対応は完成途上。
 - 認証は運転免許と同じ。
(必要要件の準備が十分であるかどうかを確認するもの)
 - 個人情報を利用するのであれば、認定個人情報保護団体と連携する仕組みを活用することも一つの解。
- 事業者からの相談を聞いていると、個人のリテラシーには格差があるので、「情報空間上の代理人」が生まれてくるのではないか。

ありがとうございました。

